

会 則

第1章 総則

- 第1条 本会の名称は、「即時荷重研究会 (Immediate Loading Study Club)」と称する。
- 第2条 本会の目的は歯科インプラント治療における即時荷重及びそれに付随する治療に関する最新情報や専門知識を共有し、臨床に反映させることにより、治療技術の向上と医療の発展に貢献することとする。
- 第3条 本会の会員は原則として日本に就業または居住する歯科臨床家と歯科医療従事者とする。

第2章 事業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために必要と認められる事業を行う。
1. 研究会・講習会・講演会などの開催
 2. 会員間の情報交換のためのSNSグループページ及びホームページ開設
 3. その他、本会の目的を達成するのに必要な事業
- ただし、講演会等の事業は会員以外の参加を妨げない。
- 第5条 総会は毎年1回開催し、会員の1/2以上出席もしくは書面により意思を表示したものを出席とみなし成立する。議事は出席者の過半数をもって議決する。
- 第6条 定例会（学術大会）は年1回以上開催する。
- 第7条 事業を行うにあたり必要に応じて委員会をおく。委員は理事会の議決を経て、会員の中から理事長が委嘱する。

第3章 入会・退会

- 第8条 本会は正会員と賛助会員から構成される。
- 第9条 正会員としての入会資格は歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、および歯科医療従事者であり、理事会が定める入会申込書を事務局へ提出し、会費の納入をもって会員として認められる。
- 第10条 会員は退会届を事務局に提出することにより任意に退会することができる。ただし、入会金、年会費に未入金がある場合はすみやかに支払い、入金確認後退会とする。

第4章 役員

- 第11条 本会に、次の役員を置く。
1. 理事 5名以上15名以内
 2. 監事 1名以上
- 理事のうち1名を理事長（会長）、1名もしくは2名を副理事長（副会長）とする。
- 第12条 役員の任期と欠員
1. 理事長・副理事長の任期は2年とする。ただし継続しての再任を妨げない。
 2. 理事の任期は2年とする。ただし継続しての再任を妨げない。
 3. 理事に欠員が生じたときには会員の中より選出し、理事会が決定する。任期は前任者の残任期間とする。
 4. 理事会が必要と認めたとき増員できる。
- 第13条 理事の選出と理事会
1. 理事長の選出は理事会によって推薦され、総会によって決定される。
 2. 副理事長は理事の中から理事長が委嘱する。
 3. 理事は理事会が候補者を推薦し、総会で決定する。
 4. 監事は理事長が委嘱し、総会で承認を得る。
 5. 理事会は年に1回または理事長が必要と認めたとき開催する。
 6. 理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第5章 支部および支部長

- 第14条 会則に定める事業を実行するための活動拠点として支部および支部長を置く。
- 第15条 支部長は理事会において会員の中から選出し、委嘱する。支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第16条 支部長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第6章 会費および会計

第17条 会員は理事会で定める会費を納入しなければならない。

第18条 本会の会費は次のとおりとし、口座振込またはオンライン決済にて入金するものとする。

- ・入会費 歯科医師 12,000 円
　　歯科衛生士、歯科技工士、歯科従事者 6,000 円
- ・年会費 歯科医師 10,000 円

第19条 歯科衛生士、歯科技工士、歯科従事者 5,000 円

会員資格は1年間とする。毎年、会員資格の終了日までに次年分の年会費を納める。

本会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。会計は理事会の承認を得て総会にて会員に報告する。

本会の運営費は会員の会費およびその他の収入をもってあてる。

第7章 会則の変更

第20条 会則は理事会の議決と総会の承認を経て変更する事ができる。

第21条 本会則は平成29年8月27日から施行する。

平成30年 1月29日 一部改正

令和 7年 9月 1日 一部改正

附則

1. 賛助会員とは本会を賛助することを目的に入会する個人又は法人その他団体であり、議決権を有しないものとし、入会に際しては理事会の承認を得るものとする。
2. 本会が主催する講演会等（定例会を除く）の事業における参加費は別に定める。
3. 本会に事務局を置く。